

2023・2024

12・1

No.438

埼玉経協

SAITAMA Employers' Association

ニュース

[CONTENTS]

- 02 **新春所感** 会長 原 敏 成

- 03 令和5年度 第2回理事会・幹事会、講演会

- 04 令和5年度 地区協議会秋季視察会

- 05 年末調整実務セミナー

- 05 **第2回特別セミナー** 問題社員の法的対応と実務対策

- 06 **第6回特別セミナー** 新卒採用の成功戦略セミナー

- 06 ビジネスコンサルティングチャレンジ

- 07 首都圏経営者協会協力「産学交流会」

- 07 会員親睦ゴルフ大会／高麗川カントリークラブ

- 08 未来を担う子供たちの支援

- 08 **第3回産業教育委員会** 産業教育フェア

- 09 **教育関連事業** 科学の甲子園

- 09 **第2回産業教育委員会** 大宮工業高校視察

- 10 2024「紙上名刺交換会」

- 13 埼玉県からのお知らせ

- 14 埼玉大学研究者との出会いの広場

- 15 「ものづくり大学」へようこそ

- 17 低成長時代の就業規則の見直し・改訂のポイント

- 20 ワンポイント労働法

- 20 告知版、会員の動き



一般社団法人 埼玉県経営者協会

<https://www.saitamakeikyo.or.jp>

新春所感



会長 原 敏成

初春を迎え、会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同様の5類への移行を遂げたことで、私たちはついにコロナ禍の終わりを感ずることができました。多くのイベントではマスクの着用が不要となり、花火大会や音楽フェスなどのイベントが再開され、人々の笑顔と歓声が空に響き渡りました。また、野球やサッカーなどのスポーツイベントでは、声出し応援が完全に復活し、スタジアムは再び熱気に包まれました。

こうした中での大谷翔平選手の活躍は、スポーツ界だけでなく、全世界の人々に感動を与えました。3月のワールド・ベースボール・クラシックでは、彼の卓越したパフォーマンスが日本を3回目の優勝に導きました。また、メジャーリーグでは、史上初の2年連続2桁勝利・2桁本塁打を達成し、満票で2度目のMVPを受賞しました。

他方、埼玉県内においても多くの話題が生まれました。埼玉県知事選では、現職の大野知事が県民からの強い支持を受け、大差で再選を果たしました。また、映画『翔んで埼玉～琵琶湖より愛をこめて～』の公開が契機となり、日本各地で埼玉県の魅力を再発見してもらうことができました。

その反面、ウクライナやパレスチナでは、悲惨な争いが続き、多くの民間人が犠牲となっています。こうした状況は、国際協調をつかさどる枠組みの衰えや、国際法に基づく秩序の綻びを象徴しており、事態の收拾には国際社会全体の協力と理解が必要となります。

加えて、日本から離れた地域だけでなく、アジアにおいても軍事的な緊張が高まっていることに注意が必要です。特に、中国・ロシア・北朝鮮といった国々の軍事的な連携は、日本の安全保障に直接影響を及ぼす可能性がありますので、その動向を注視し、適切な対応策を考える必要があると思っています。

さて、今年は辰年の4番目の干支である甲辰（かのえたつ）辰年ですが、甲辰という言葉には「立ち上がる」という意味があり、新たな始まりや、前進する力を象徴するとされています。

甲辰辰年に相応しい埼玉県に関連した話題と言えば、渋沢栄一翁の新一万円札がいよいよ7月から発

行されます。この紙幣には、国の銀行券としては世界で初めて3Dホログラムが採用されています。見る角度を変えると肖像画が浮かび上がり、回転しているように見えるということなので、私もその紙幣を早く手に取ってみたいと思っています。

また、今年の世界の情勢を左右するリーダーや議会の構成を決める重要な選挙が行われる年でもあります。

アジアでは、中国の習近平国家主席が「必ず統一する」との強い意志を示す台湾での総統選挙や、グローバル・サウスの盟主を志向するインドでの総選挙が予定されています。また、欧州では、ロシアでの大統領選挙や、EUでの議会選挙が予定されており、その結果が世界の情勢に影響を及ぼすことになります。

中でも、今年後半の最大の関心事となる米国の大統領選挙は、どちらが勝つにせよ、米国の分断は修復するどころか、さらに厳しい状態へと深まる波乱の展開が予想されています。その主な要因は、“政治的な極端化”と“社会の分断”が密接に関連して相互に影響を及ぼすことで、人々の意見や価値観が二極化し、社会の結束を弱め、対話や妥協を困難にしまうからです。

これに関連して、現代のような不確実な時代は、二元論的な思考に陥りやすいという話を少し前に聞いたことがあります。その理由は、二元論的な思考が確実性を感じさせるのに対し、複雑さによる不確実性が恐怖や不安を引き起こすからです。

しかし、現実には、「0か1か」より遥かに複雑で、グレーの領域が存在します。例えば、成功と失敗は相反するようになって見えても、実際には、失敗は学びの貴重な機会であり、成功への道程の一部であると言えます。故に、二元論的な思考から脱却して、より多角的な視点を持つことが重要です。そのための具体策としては、自分自身の視点だけでなく、他者の視点からも物事を考えてみることをお勧めです。そうすることで、広範囲で深い理解を得ることができ、その結果、自分の思考の固定化防止、新たな視点・アイデアの受入れが容易になります。一度、試してみてくださいはいかがでしょうか。

最後に、本会の事業運営について申し述べさせていただきます。

各種セミナーや委員会等の活動を更に充実させることで、本会の総合経済団体としての機能・役割を向上させていくとともに、会員の皆様にとって有益な存在となるよう、一層の努力を積み重ねて参ります。本年につきましても引き続きのご支援・ご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方のご健勝と事業の益々のご発展を祈念し、私からの年頭のご挨拶とさせていただきます。以上

》令和5年度第2回理事会・幹事会・講演会をハイブリットで開催

令和5年度上期事業報告、収支報告等を満場一致で承認

日時 11月6日(月) **場所** TKP ガーデンシティ PREMIUM 大宮

参加者 38名



開会挨拶する
原 敏成 会長

令和5年度第2回理事会・幹事会・講演会が開催され、令和5年度上期事業報告、上期収支報告、その他報告事項について原敏成会長が議長となり、事務局を代表して廣澤専務理事から説明を行った。

説明に基づき審議の結果、全ての議案とも満場一致で承認、可決された。

<議案>

- (1)第1号議案 令和5年度上半期事業報告
- (2)第2号議案 令和5年度上半期収支報告
- ・その他報告事項

当日は会場12名、Web3名の理事が出席。監事2名、常任幹事・幹事16名、名誉会長、シニアアドバイザー、顧問などが参加した。

また新理事、副会長候補として、AGS株式会社

の中野真治代表取締役社長、株式会社武蔵野銀行の長堀和正取締役頭取が紹介され、それぞれの方がご挨拶を述べられた。

理事会終了後、株式会社アルバトロス・テクノロジーの秋元博路代表取締役による「浮体式垂直軸型風車と当社の描く未来図」というテーマで講演をいただいた。



AGS 株式会社
中野 真治 代表取締役



株式会社武蔵野銀行
長堀 和正 取締役頭取

》令和5年度第2回理事会・幹事会 講演の部

浮体式垂直軸型風車と当社の描く未来図

講師 株式会社アルバトロス・テクノロジー
代表取締役 秋元 博路 氏



秋元 博路 氏

1. 浮体式洋上風車とは

山間地が多い日本国土の特長があり、加えて設備が導入可能な居住地以外の未利用地は極めて少ない。よって陸上や海底の浅瀬などへ設置できる風車の数は限りがある。安定した強風が吹く沖合へ進出したいが、海底深度の問題や景観汚染問題などの要因により浮体式洋上風車が日本に合った発電設備となり、現実には国内4カ所の実証プロジェクトがある。

2. 浮体式垂直軸型風車 (FAWT) について

浮体式風車は設備費が着床式の4倍超かき、そのコストは電気代に上乗せされ、一般消費者が負担することになるなど、本末転倒の恐れあり。当社としてはそうした課題を解決すべく、浮遊軸型風車（回転する円筒浮体）を活用した発電設備を提案している。

3. サプライチェーン

洋上風力発電には本体部品、設置作業船とその基地港湾などの各種設備が必要となるが、そのほとんどが海外からの調達や模倣となっており、日本に合った国内発のサプライチェーン構築が急務である。

4. 漁業共生の課題

浮体式風車は安全面から浮き漁礁や生け簀を取り付けることは難しい。また、はえ縄漁法は洋上風力と共生できないなどのネックがある。

そのため沖合漁業者のビジネスチャンスとなる共生策が必要となる。

いくつかの課題はあるものの、天然資源の少ない日本にとって、脱炭素の観点からも洋上風力発電は必要不可欠なプロジェクトである。

地区協議会秋季視察会

》令和5年度 南部・中部地区協議会共催「秋季視察会」を開催①

株式会社デリモ本社工場を視察

日時 11月1日(水) 場所 草加市

参加者 9名



(株)デリモ本社工場

地区協議会秋季活動について今年度は南部・中部地区共催により会員企業である株式会社デリモの草加市にある本社工場を視察することとなった。

株式会社デリモは調理麺や惣菜の製造及び企画を行っており、様々なニーズに対応可能な生産ラインを活用して安心・安全な食品を提供している。

当日は工場内の各部署を見学し、原材料の投入、麺の生地作り、麺の茹で上げ、盛り付け、製品検査工程を経て梱包、出荷までの一連の流れを見学した。その後には栗田社長より当社の沿革、本社移転に係る経緯に加えて新工場のコンセプトや目指す方向性及び企業主導型保育園やシェアダイニングの関連事業をご説明いただいた。視察会参加会員からは徹底した衛生管理や様々なニーズに対応可能な各種ラインの設置、24時間稼働による高い生産性に感嘆の声が上がった。



工場内視察の様子



ご説明される
株式会社デリモ
栗田 美和子 社長



ご挨拶される
南部地区協議会
牛窪 啓詞 議長

》令和5年度 西部・北部地区協議会共催「秋季視察会」を開催②

キヤノン電子株式会社美里事業所を視察

日時 11月13日(月) 場所 児玉郡美里町

参加者 13名



キヤノン電子(株)美里事業所内
ホールでの集合写真

地区協議会秋季活動について今年度は西部・北部地区共催により会員企業であるキヤノン電子株式会社の児玉郡美里町にある美里事業所を視察することとなった。

当事業所においては複合機・プリンター関連機器、ドキュメントスキャナー、医療機器等を製造しており、自動化と手組みをハイブリットで融合し、顧客の要望に応じたライン編成を確立している。また、2.5メガの太陽光パネルを設置し、省エネ・省資源活動を推進したサステナブルファクトリーでもある。

当日は橋元健社長のご挨拶に続き、現地ご担当者による事業所の特色をご説明いただき、2班に分かれて各部署を見学した。

見学者からは自動化による効率化した製造工程と人による精密な検証行程を組み合わせ、システム化された工場設備と地域環境や省エネにも配慮した本事業所の施設に感嘆の声が上がった。



パネルを使った事業所全体の説明



ご挨拶される
キヤノン電子株式会社
橋元 健 社長



ご挨拶される
中部地区協議会
小高 富士夫 議長

》 年末調整実務セミナー

年末調整実務セミナー

日時 11月7日(火) **場所** 大宮ソニックシティ

参加者 33名

講師 アクタス税理士法人 税理士 藤田 益浩 氏
アクタス社会保険労務士法人
社会保険労務士 鳥海 沙紀 氏



藤田 益浩 氏



鳥海 沙紀 氏

年末調整実務は、源泉所得税や各種控除に関する知識はもとより、仕組みの理解が必須であり、さらに処理の流れをつかむことで、給与ソフトへの入力も正しくスムーズに行うことができる。

そこで本年は、プログラムを5部構成とし、2名の講師より解説いただいた。

まず第1部～2部は、年末調整の仕組みからおおまかな流れ、今年の改正点までを、税理士の藤田益浩氏より解説いただき、第3部～5部では、実際の用紙を使い手計算で演習問題を解きながら、各種申告書の記載方法やひとつひとつの処理の流れを、社会保険労務士の鳥海沙紀氏に解説いただいた。さらに、実務でよくある質問や、すこし困った事例などをQ&A形式で解説することで、参加者により理解を深めていた

だいた。

参加者アンケートの回答には、「資料もわかりやすく業務に安心してかかれる」、「例を交えた解説で、ぼんやりしていたところが落とし込めた」などのほか、「演習問題の時間をもっと増やして欲しい」というご希望もいただけたため、来年は実務演習にさらに時間をおいたセミナープログラムと致したい。



セミナー会場の様子

》 令和5年度第2回特別セミナー

“問題社員”の法的対応と実務対策

～問題社員を放置しないためのケース別対応策～

日時 11月14日(火) **場所** 大宮ソニックシティ 403

参加者 51名

講師 石寄・山中総合法律事務所
パートナー弁護士 土屋 真也 氏



弁護士 土屋 真也 氏

1. 問題社員とは

問題社員に対する実務対応を考える上で、そもそも問題社員とはどのような社員のことをいうのかを整理することが重要である。ここでは、問題社員を、「会社に対して労働契約上の義務を守らない／守れない社員」をいうものとする。

2. 労働契約上の義務

労働者は、労働契約上(労働契約法6条)、①労働義務(職務専念義務)②企業秩序維持義務③誠実義務を負う。

3. 問題社員の類型と労働契約上の義務違反

問題社員の類型と労働契約上の義務違反を整理すると、①出勤不良社員②私傷病等の健康不安により通所の就労ができない社員③業務指示・業務命令に従わない社員については、労働義務違反、④勤務態度不良・協調性不足社員は、企業秩序維持義務あるいは労働義務違反⑤職場環境を害する、企業秩序を乱す社員は、

企業秩序維持義務、誠実義務違反⑥職務遂行能力不足社員については、労働義務違反、⑦私生活上でトラブルを起こす社員は、労働義務、誠実義務又は企業秩序維持義務違反となる。

4. 基本的な対応策

いずれの類型においても、従業員の述べる法律論に適切に対応できる法知識を身につけておくことが必要である。労働義務違反等に対する注意・指導等の過程において、当該従業員が法律や労働契約、就業規則などを根拠に権利主張し、自己の行動を正当化してくることがある。それに対して、萎縮するのではなく、法律上、あるいは労働契約や就業規則上の根拠をもって反論し、また、従業員の行う権利主張の法的に誤っている点を指摘できるようにしておくことが必要である。そのためには、当該従業員の上長だけでなく、使用者(管理部門)からの支援、助力も重要となる。

セミナー開催結果

》第6回特別セミナー

次世代のリーダーを見つける 新卒採用の成功戦略

日時 12月6日(水) 場所 大宮ソニックシティ

参加者 20名 講師 株式会社マイナビ
就職情報事業本部 吐田仁氏 片倉拓海氏



セミナーの様子

大学生の新卒採用は制度やルールが頻繁に変わり、また学生の傾向や就職活動も時代を反映して毎年のように変化している。企業にとっては将来の幹部候補生を見つけることが急務であるが、準備や対応方法に苦労しているケースも多い。

こうした状況を踏まえ、就職情報やノウハウを豊富に持つ株式会社マイナビの吐田氏と片倉氏に講義を行っていただき、直近の傾向や対策を学んだ。

1. 新卒採用の概要

- ・新卒採用（大卒）、中途採用、高卒採用の違い
- ・新卒採用の実施理由
- ・用語解説／〇〇年卒とは？
- ・採用活動のスケジュール
- ・エントリーから内定出しまでの基本フロー

2. 現在の新卒市場

- ・有効求人倍率
- ・採用活動のスケジュール
- ・インターンシップの重要性
- ・フェーズ別にWEBと対面を使い分け

3. 採用活動の進め方

- ・エントリーから内定出しまでの基本フロー
- ・採用基準の作成とポイント
- ・採用人数の算定
- ・広報（手段と効果）
- ・会社説明会
- ・選考（面接のポイント）
- ・内定通知から入社まで

4. マイナビについて（マイナビの強み）

》課題研究発表会

ビジネス・コンサルティング・チャレンジ (吉野電化工業株式会社・越谷総合技術高校)

日時 11月29日(水) 場所 県立越谷総合技術高等学校

ビジネス・コンサルティング・チャレンジは、企業が実際に直面している課題に対して、高校生が調査・研究を進め、チームで解決案を企業に提案する課題解決型のプログラムである。今年度、越谷総合技術高校の3年生5名が吉野電化工業株式会社と連携し、代表取締役社長吉野正洋氏の協力のもと、企業調査や工場見学、ブレインストーミングを通して、企業の課題や解決方法を検討した。11月29日(水)、課題研究発表会にて、今年度の取組や成果について、発表があった。

生徒からは調査研究の結果判明した宣伝方法の少なさなどの課題について、Webを活用した広報活動が提案され、SNSやホームページ、求人用パンフレットなど、高校生の目線での改善が行われた。発表後、見学した保護者より「活用したSNSにX(旧Twitter)を選択した理由は」などの質問や「完成度の高い発表であった。」という感想があり、充実した取組であったことが伝わった。



4月の顔合わせ



工場見学



吉野電化工業株式会社
代表取締役社長
吉野正洋氏



課題研究発表会

》第34回「就職・採用担当者のための産学交流会」

首都圏の7経営者協会が連携し、 経団連会館で開催

日時 11月8日(水)

主催 東京経営者協会

参加者 企業130社、大学55校

共催 千葉県経営者協会、埼玉県経営者協会、
神奈川県経営者協会、茨城県経営者協会、
栃木県経営者協会、山梨県経営者協会

場所 経団連会館



交流会会場の様子

東京経営者協会が主催し、千葉、埼玉、神奈川、茨城、栃木、山梨の各経営者協会が共催する「就職・採用担当者のための産学交流会」が11月8日(水)に東京の経団連会館で4年振りにリアル開催された。

当日は企業130社、大学55校が参加し（埼玉経協からは企業9社、大学1校が参加）、それぞれの就

職・採用担当者が積極的に名刺交換や情報交換を行うなど、活況を呈した。

参加した企業、大学の担当者からは、ここ数年のオンライン開催からリアル開催になったこと、また首都圏の広域な企業や大学の担当者と人脈のパイプができたことを評価する声が上がった。

》第4回原会長杯争奪「会員親睦ゴルフ大会」

藤池誠治氏（株）デサン会長が総合優勝

日時 11月24日(金)

参加者 23名

場所 高麗川カントリークラブ



表彰式で挨拶される
原敏成会長

第4回原会長杯争奪の会員親睦ゴルフ大会が日高市の高麗川カントリークラブにて開催された。

当日は紅葉真っ盛りの下、快晴微風の絶好のコンディションの中、23名の参加者が日頃の腕を競った。

ダブルペリア方式で競技を行い、アウト51、イン48、グロス99のスコアで回った藤池誠治氏がネット73.8で総合優勝を飾り、原会長杯を受賞した。またグランドシニア優勝、シニア優勝も合わせて藤池誠治氏が受賞となった。

プレー後の表彰式では原会長が挨拶を行い、優勝者に会長杯及び副賞を授与し、優勝者及びベストグロス受賞者はそれぞれコメントを述べた。

なお今回は10名の方が初参加となり、各人が挨拶を行った。

<初参加者の方々（順不動／敬称略）>

・池田 一義（埼玉りそな銀行／シニアアドバイザー）

- ・須田 健一（フジタ関東支店／営業部長）
- ・浅井 敬（フジタ関東支店／営業部長）
- ・市川 泰吾（NTT東日本／執行役員）
- ・大沢 道博（相生産業／会長）
- ・日比野 義光（相生産業／取締役）
- ・吉田 忠将（牛山電工／社長）
- ・佐々木 将人（野村證券／課長代理）
- ・大熊 香奈美（野村證券）
- ・積田 直也（積田冷熱工事／取締役）



総合、グランドシニア、
シニア優勝の藤池 誠治氏



ベストグロスの
栗原和男氏

【主な成績】

成績	氏名(敬称略)・企業名	グロス	ハンデ	ネット
総合優勝	藤池 誠治（デサン）	99	25.2	73.8
準優勝	栗原 和男（ティー・アイ・シー）	79	2.4	76.6
3位	日比野 義光（相生産業）	86	12.0	74.0
グランドシニア優勝（75歳以上）	藤池 誠治（デサン）	99	25.2	73.8
シニア優勝（65歳以上）	藤池 誠治（デサン）	99	25.2	73.8
ベストグロス	栗原 和男（ティー・アイ・シー）	79	OUT 39	IN 40

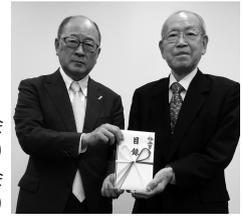
教育関連事業

》寄付金贈呈式

未来を担う子供たちへの支援 埼玉県産業教育振興会へ40万円の寄付

日時 10月20日(金) 参加者 4名 場所 武州瓦斯株式会社

埼玉県産業教育振興会
顧問 大野松茂氏(右)
埼玉県経営者協会
会長 原敏成氏(左)



本会は、未来を担う子供たちを支援するため、埼玉県産業教育振興会に40万円の寄付をおこなった。10月20日、会を代表して原敏成会長から県産業教育振興会大野松茂顧問に目録が手交された。

贈呈式には、県産業教育振興会副理事長でもある杉田和明高校教育指導課長と本会廣澤健一専務理事も同席し、大野顧問より「産業教育は、学校のみで遂行で

きるものではなく、学校と社会が連携・協働しながら、子供たちを育てていくことが重要であると考えております。子供たちが、他者と協力し、様々な分野に積極的に挑戦し、将来の可能性を高めることができるよう、引き続き御支援をお願い申し上げます。」と感謝の言葉を頂いた。寄付金は、埼玉県産業教育フェアにおける、小中学生仕事体験プログラム等に活用される。

》第3回産業教育委員会

第33回埼玉県産業教育フェア 百花繚乱～咲き乱れる産業の花～

日時 11月11日(土) 場所 大宮ソニックシティ
参加者 約700名 主催 埼玉県教育委員会、埼玉県産業教育振興会

本会の共催により「第33回埼玉県産業教育フェア」を開催した。「百花繚乱～咲き乱れる産業の花～」をキャッチフレーズとし、専門高校（農業・工業・商業・家庭・看護・福祉）等で学ぶ生徒による学習成果の発表や、制作物の展示、体験教室等が行われた。

地下展示場では、フラワーバスケット制作（農業）やラッピング体験（商業）、マジパンづくり体験（家庭看護福祉）などの専門高校等による体験コーナー、アイデアロボットコンテスト、夢の電車イラストコンテスト作品展、アイデア弁当コンテスト作品展など様々な催しが行われた。屋外の鐘塚公園では、アイデア弁当の販売、ミニ新幹線の乗車体験等のほか、商業

高校の生徒が開発した商品の販売や、農業高校の生徒が生産した農産物の販売などが行われた。また、4階市民ホールでは、弊会会員が協賛した小中学生仕事体験ブースが設けられ、多くの家族連れで賑わった。さらに、小ホールでは県立大宮工業高校 MHS 委員会主催のマイスター・ハイスクール事業シンポジウムにて、弊会の廣澤専務理事の基調講演や県教委員会の日吉教育長に参加していただき、産業界と専門高校が一体となった人材育成について、パネルディスカッションが行われた。

地域の方々や小・中・高校生の笑顔が多く見ることができ、有意義なイベントとなった。



熊谷農業高校・杉戸農業高校・秩父農工科学高校による農産物販売



春日部工業高校によるミニ電車の乗車体験



岩槻商業高校・大宮商業高校・新座総合技術高校・熊谷商業高校・皆野高校・羽生実業高校による商品販売



鴻巣女子高校による紙でつくろう・あそぼう



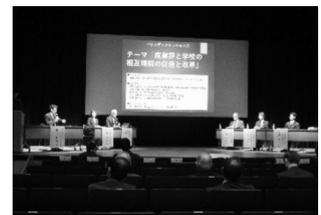
南校高校・パレスホテル大宮による小中学生仕事体験（ホテルウエディング見学ツアー）



浦和商業高校・埼玉りそな銀行による小中学生仕事体験（お金について楽しく学ぼう）



深谷商業高校・帝国データバンク大宮支店による小中学生仕事体験（社長に聞いてみよう）



大宮工業高校によるマイスター・ハイスクール事業シンポジウム

第13回 科学の甲子園埼玉県大会～広げよう科学の輪 活かそう科学の英知～

日時 11月18日(土) **場所** 埼玉県立総合教育センター(行田市) **主催** 埼玉県教育委員会

参加者 222名 **講師** 特別講演 明治大学農学部農芸化学科
特任講師 戸田 安香氏

「科学の甲子園」は、国立研究開発法人科学技術振興機構が主催し、理科・数学・情報の複数分野の知識を高校生が競う取組である。特別講演では「食科学でおいしさの起源を解明する」と題して、明治大学農学部農芸化学科の戸田様にオンラインでご講演いただいた。

筆記競技では、チーム内で得意分野を分担したり、仲間と協力したりしながら、難問に取り組む姿が見られた。実技競技では、用意された製作材料から各チームアイデアに富んだペーパータワーを作成していた。実技競技では満点が3チームとなり、各チームのレベルの高さがうかがえた。

2年連続5度目の優勝となった大宮高校は埼玉県を代表し、令和6年3月15日から茨城県で行われる、科学の甲子園全国大会に出場する。科学の甲子園の協働パートナーとして、本大会にご協力いただいた企業の皆様、誠にありがとうございました。



全体集合写真(閉会式)



優勝した大宮高校 A

R5年度協働パートナー企業(9社) ※五十音順

AGS株式会社	株式会社オオツカハイテック
埼玉縣信用金庫	株式会社埼玉りそな銀行
株式会社タムロン	株式会社ハーベス
武州瓦斯株式会社	株式会社武蔵野銀行
一般社団法人埼玉県経営者協会	

大会結果

総合の部

優勝(埼玉県教育委員会賞)	県立大宮高等学校 A
準優勝(株式会社タムロン賞)	県立大宮高等学校 B
第3位(株式会社埼玉りそな銀行賞)	県立八潮南高等学校

実技の部

第1位(武州瓦斯株式会社賞)	県立八潮南高等学校
第1位(埼玉縣信用金庫賞)	県立大宮高等学校 B
第1位(株式会社オオツカハイテック賞)	県立大宮高等学校 A

筆記の部

第1位(AGS株式会社賞)	県立川越高等学校
第2位(株式会社武蔵野銀行賞)	県立大宮高等学校 A
第3位(株式会社ハーベス賞)	開智高等学校 B

特別賞

(一般社団法人埼玉県経営者協会賞)	川口市立高等学校 B
-------------------	------------

R5年度出場校(23校) 1チームは6名

浦和、浦和第一女子、大宮、大宮工業、春日部、川越、川越女子、川口北、熊谷、熊谷女子、熊谷西、越ヶ谷、越谷北、鴻巣、所沢北、南稜、松山、八潮南、川口市立、大宮北、開智、栄東、細田学園

》第2回産業教育委員会

県立大宮工業高校の視察と意見交換会

日時 11月2日(木) **参加者** 34社49名 **場所** 県立大宮工業高等学校

左) 大宮工業高校
山崎校長挨拶
右) 教育委員会
高橋指導主事挨拶



県立大宮工業高校は、大正14年に創立し、機械科・電子機械科・電気科・建築科の4学科からなる伝統ある専門高校(工業高校)である。「日本を支え世界で活躍する人間性豊かなエンジニアの育成～小中学生に憧れを！在校生に自信を！卒業生に誇りを！～」を目指す学校像とし、地域・企業・学校が連携し、ものづくり人材を育成している。学校概要説明では、各学科の特色や部活動、進路について、説明があった。また、文部科学省指定のマイスターハイスクール事業について、産業界と専門高校が一体となった先進的な人材育成の取組の説明があった。

授業施設見学では、ミニ電車の製作の様子やドローン輸送の研究、3DプリンタやCADでの作品制作の授業を見学した。

意見交換会では、学科ごとに分かれ生徒8名と教

員4名が出席した。企業からは、「求人票のどこを見ているのか」「職場を決める理由」「授業の様子を見て、とても大人に見えるが、その要因はなにか」などの質問があり、生徒からも「求める人物像」や「面接で見ているポイント」などの具体的な質問があった。参加者からは「設備の充実ぶりに驚いた」「就職先を決めるポイントが聞けて、大変参考になった」という感想があり、充実した意見交換会となった。



施設見学



意見交換会



謹賀新年

紙上名刺交換会 到着順掲載

社 取
締 役
長

武州瓦斯株式会社

原敏成

会 代
表 取
締 役
長

株式会社 デ
サ
ン

岩池珠池

会 代
表 取
締 役
長

吉野電化工業株式会社

吉野寛治

会 代
表 取
締 役
長

株式会社愛工舎製作所

牛窪啓嗣

社 代
表 取
締 役
長

株式会社 デ
リ
モ

栗田美和子

会 取
締 役
長

富士倉庫運輸株式会社

戸所邦弘

取 代
締 役 表

セントラルインターナショナル株式会社

田中徳兵衛

会 長

埼玉縣信用金庫

橋本義昭

社 代
表 取
締 役
長

日本信号株式会社

塚本英彦

社 代
表 取
締 役
長

株式会社 埼玉りそな銀行

福岡 聡

社 代
表 取
締 役
長

株式会社 松本商会

松本 伸一郎

社 代
表 取
締 役
長

AGS株式会社

中野真治

頭 取

株式会社 武蔵野銀行

長堀和正

取 代
締 役 表

日本自動車管理株式会社

三原宏治

社 代
表 取
締 役
長

三位電気株式会社

佐藤仁



代表取締役
影山直司
株式会社ビジュアルコーポレーション

代表取締役社長
高柳昌幸
株式会社富士薬品

取締役社長
小田切武久
武州産業株式会社

代表取締役社長
齊藤政春
日東商事株式会社

理事長
添野健
埼玉県中古自動車販売商工組合

埼玉中央支店長
田名田曜行
損害保険ジャパン株式会社

代表取締役
設楽竜也
株式会社シタラ興産

代表取締役
木村和男
株式会社中央デパート

支店長
吉田信行
野村證券株式会社 さいたま支店

代表取締役
大野洋子
株式会社ゼネラルサービス

代表取締役
細沼直泰
日本伸管株式会社

代表取締役会長
河野経夫
株式会社第一コーポレーション

代表取締役会長兼社長
平沼一幸
埼玉トヨペット株式会社

常務執行役員支店長
三浦隆一
株式会社フジタ 関東支店

代表取締役
前嶋晋一
東都フォルダー工業株式会社



紙上名刺交換会 到着順掲載

理事長
青木信用金庫
木滝崇弘

理事長
川口信用金庫
木村幹雄

理事
埼玉中央支店長
東京海上日動火災保険株式会社
東秀明

理事長
飯能信用金庫
松下寿夫

代表取締役
株式会社レーベンハウス
北西功

代表取締役
社長執行役員
関東食糧株式会社
白田真一朗

代表取締役
会長
坂戸ガス株式会社
山口泰明

代表取締役
会長
埼玉日産自動車株式会社
佐藤友昭

執行役員
野村不動産ソリューションズ株式会社
木内恒夫

取締役
最高顧問
ポーライト株式会社
菊池勇

代表取締役
社長
望月印刷株式会社
望月諭

社団法人
埼玉県経営者協会
専務理事
職員
廣澤健一
一同



埼玉県からの お知らせ

コバトン



埼玉県中小企業制度融資の ご案内

県では、中小企業の皆様に事業に必要な資金を調達するための融資制度を設けています。県が金融機関に利子を補助することにより、中小企業の皆様が金融機関から低い利率で融資を受けることができます。

ポストコロナに向けて設備投資を行う事業者に対しては「設備投資促進資金」をご用意しております。

本資金の融資対象となるのは、カーボンニュートラルの実現、DXの推進、事業再構築のほか、健康づくり・長寿社会対応事業・女性活躍支援事業といった成長分野への進出、人手の省力化、シニア・女性・障害者等の職場環境整備等に必要の設備の新設等にかかる費用となります。

要件等の詳細については、県ホームページに掲載しております。

「設備投資促進資金」以外にも豊富なメニューをご用意しておりますのでご確認ください。受付は商工会議所又は商工会です。

※融資に当たっては金融機関及び信用保証協会の審査があります。

詳細 はこちらから→



○問い合わせ先

地元の商工会議所又は商工会
県金融課
(048-830-3801)

仕事で得た経験を中小企業支援に 活かしてみませんか

豊富な実務経験・専門知識・人的ネットワーク等を活かし、様々な経営課題を有する中小企業を支援するため、関東経済産業局のデータベースにご登録いただいた企業OB等を「マネジメントメンター」といいます。

マネジメントメンターにご登録いただくと、地域の支援機関が関東経済産業局と連携して開催する「新現役交流会（企業との個別面談会）」に参加申込ができます。

登録には要件がありますので、下記URLにてご確認ください。

○詳細

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/jinzai/management_mentor.html

○問い合わせ先

関東経済産業局 地域経済部
社会・人材政策課
(048-600-0274)

デジタル知識のある女性の採用は 女性キャリアセンターへ ご相談ください

女性キャリアセンターでは、県内在住または県内での就業を希望する女性を対象にデジタル人材育成講座を開催し、1,900人を超える方に受講いただいています。

講座は3コースあり、データ分析コースではグラフ作成、関数やピボットテーブルを使用したデータ分析などExcelスキルの習得を、CADエンジニアコースでは図面の作成・編集スキルの習得を、WEBクリエイターコースでは簡単なHPの作成・修正スキルの習得を目指します。

受講生は就職・キャリアアップへの意欲が高く、昨年の受講生の中にはSEのアシスタントとして営業データの分析支援をしたり、資格を取得してCADオペレーターとして働いている方もいます。

女性キャリアセンターでは求める人材や勤務条件等を求人企業から聞き取り、利用者とのマッチングを行っております。また、その場で面接もできる合同企業説明会等も実施しています。採用を検討される際にはぜひ当センターにご相談ください。

詳細 はこちらから→



○問い合わせ先

埼玉県女性キャリアセンター
(048-601-5810)

初歩から学べる！ 中小企業のためのオンライン DX推進講座の参加者募集

県では、県内中小企業にお勤めの方を対象として、基礎・応用・発展と3つのレベルの講座をパッケージにしたDX推進講座を開講しています。

「インボイス・電子帳簿保存法に対応する事務のDX」、「HP、SNSやECサイトの活用法」、「AI・IoTを知る・使う」など、6つのパッケージをご用意。すべて基礎から無理なく

学べるので、初心者の方も安心！また、必要な講座だけを選んで受講することもできます。

社内のデジタル化の第一歩として、ぜひご活用ください！

詳細 はこちらから→



○開催方法

- ・Zoom（ウェビナー）を使用したオンラインでのライブ配信
- ・YouTubeでのオンデマンド配信

○視聴期限

令和6年3月29日（予定）

○費用

無料

○問い合わせ先

県産業人材育成課 DX 事務局
(03-6212-2505)
※受付時間 平日 10時～18時

オーダーメイド型技能講習の お知らせ

県では、中小企業などを対象に、社員のスキルアップのためのオーダーメイド型技能講習を実施しています。

新入社員教育、各種検定受検対策、ベテラン社員のさらなる技能向上などには是非ご活用ください。

○講習分野

機械操作、溶接、CAD、ITスキル、介護スキルなど様々な分野の講習が実施可能です。まずはお気軽にご相談ください。

○定員

3人以上（最大人数は講習によって異なります。）

○実施場所

県立高等技術専門校・職業能力開発センター
(企業等へ講師を派遣することもできます。)

○講習時間等

1講座当たり12～30時間（実施日や時間はご要望に応じて設定可能です。)

○受講料

1人当たり2,000円～（講習時間等により異なります。テキスト代は別途負担。また、企業等で講習を実施する場合は、機材・材料などをご用意いただきます。)

詳細 はこちらから→



○問い合わせ先

県産業人材育成課
(048-830-4598)

シリーズ
第140回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。
埼玉県経営者協会 専務理事 廣澤 健一 ☎ 048-647-4100 ✉ info@saitamakeikyo.or.jp



我々が直面する不安の低減に向けた政策提言

経済学部副学部長／大学院人文社会科学部 経済学研究領域 中川 忍 教授

日本経済の低迷が長期化している。例えば、2000年以降の実質国内総生産の年平均成長率は0.6%に過ぎない。とくに、個人消費が伸び悩んでいる。事実、家計貯蓄率をみると、内閣府も指摘しているが、高齢化が進む中でもあまり低下していない。その大きな要因として、若年層では将来不安、中高年層では老後や健康面での不安をあげている。こうした不安に対し、年金や保険に加え、各種資産形成手段が用意されているが、金融広報中央委員会「金融リテラシー調査」によると、日本人の多くがこれらの金融商品や制度について十分な知識（金融リテラシー）を有していない。国際的にみても、日本人の金融リテラシーは、かなり低い現状にある。

将来や老後の不安を完全に払拭することは不可能であるし、大きく低下させるのも容易ではない。もっとも、個人差はあろうが、こうした不安のうち何割かは、単純に金融リテラシー不足に起因すると考える。すなわち、金融が未成熟だった過去とは違い、現在の日本では、個々のライフ・スタイルに応じたきめ細かい年金・保険商品

が提供されているほか、つみたてNISAやiDeCoなどの資産形成制度が整備され、相応の金額について税優遇措置も受けられる。それにもかかわらず、日本人の金融リテラシーや近年の貯蓄行動に鑑みると、日本では、単に「知らない」ことで生じる不安が大きく、過度の貯蓄動機が支配しているのではないかと。とりわけ年金や保険、低金利下での資産形成に関する基本知識は、ライフ・プランニングの根幹をなすものであり、合理的消費行動の大前提である。

埼玉大学経済学部では、2022年度より、金融の専門家と連携し、大学生向けの金融リテラシー講座を開講している。試験結果や受講後の感想をみると、一連の金融教育を受けることにより、金融リテラシーは大きく向上すると確信した。国民全体に対する金融教育の普及を通じて、金融リテラシーの欠落に起因する過度な不安を取り除くことは、超高齢社会を迎える今後の日本経済の持続的発展という意味において、一つの重要な金融経済施策である。



▶▶ 産業への展開

日本経済が抱える様々な構造問題に対し、財政や金融がどう取り組むべきかというマクロ政策議論に加え、金融分野では、デジタル化や気候変動問題への対応、より身近な例では人生100年時代における金融リテラシーの役割などを研究しています。今後の企業経営を取り巻く環境へのご助言や従業員向け金融教育について、色々とお手伝いできれば幸いです。

学歴・略歴 中川 忍（なかがわ しゅん）1988年神戸大学経済学部卒業、1990年同経済学研究科博士前期課程修了（経済学修士）、同年日本銀行入行。アジア金融協力センター長、函館支店長、金融機構局審議役（国際金融）、情報サービス局長などを歴任し、2020年4月より埼玉大学経済学部教授（現在、副学部長）。専門は、日本経済論、経済政策、国際金融、金融知識普及・教育。2003年、米国カリフォルニア大学サンディエゴ校より経済学博士（Ph.D.）を取得。2004年から3年間、国際通貨基金（IMF）にシニア・エコノミストとして転籍出向。なお、研究業績については、埼玉大学研究者総覧をご参照ください。



預金残高 1,008 円 40 歳大学教員の現実

大学院理工学研究科 物質科学部門 物質基礎領域 古川 俊輔 助教

研究とは関係ないタイトルで恐縮ですが、1,008円という数字は紛れもなく昨年5月時点での私の預金残高です。では、なぜこんな事態に陥ってしまったのか。遡ること2014年。私が埼玉大学に助教として着任した時期である。研究者として脂の乗った30代。書く論文は常にトップジャーナルに掲載され、マスメディアをはじめ方でその活躍が報じられるようになった。しかし、そんな成果を上げたところで、大学という硬い岩盤の上に築かれた組織の中では所詮一点のノイズに過ぎない。バブル/団塊ジュニア世代が席を埋めることで、活きの良い若手教員を採用するといった人事流動化に待たなしのブレーキがかかる。少子化が進む中での教育改革、原資獲得等々、大学の課題は山積みで、従来研究ばかりであった教員が研究にさけるリソースと活力は相対的に激減している。

ということで、分子模型のガチャを作りました。一体何の話だ、とお思いの方もいることでしょう。「分子博物館」と名付けたこのカプセルトイには、研究費獲得と教育コンテンツの在り方の2つの想いを詰めた。研究者の研究費は国税に依存するところが大きい。こ

の研究費の獲得は熾烈を極め、成熟した学術コミュニティであるほど評価基準は明瞭である一方、斬新なアイデアは軽視されがちだ。キャリア早期に科学のフロンティアを開拓するには、別財源の確保が必要になる。また、私が専門とする「化学」は目に見えない「分子」を扱う学問で、如何せんとつきにくい。その基礎研究周りは当然金回りも悪い。まずはとつきにくいものを具現化して多くの人に触れてもらうことから始めよう、ということで分子ガチャを作った。SNSで発信するとこれが大バズり。需要に供給が追いつかない事態になり、嬉しい悲鳴に浸っていたのもつかの間。大学教員にはビジネスの経験も量産のノウハウもないのだ。そんなこんなでこのガチャ、一個作ると1,000円の赤字になる。可処分時間/所得を研究以外に全力投下すると預金残高は底をつき、厳しいアカデミア組織からはお払い箱になる。決して真似してはいけぬ。



▶▶ 産業への展開

学術系カプセルトイは、「抽象的でとつきにくい学問」と「非専門家」の架け橋となる手触りある教育ツールです。小ロット製造だと単価が高くなるが得ないのが課題ポイント。

学歴・略歴 古川 俊輔（ふるかわ しゅんすけ）2010年東京大学大学院理学系研究科化学専攻 博士課程修了、理学博士。同年、東京大学理学系研究科化学専攻特任研究員、2012年同特任助教、2014年～埼玉大学理学部基礎化学科助教。2017年立教大学理学研究科客員准教授、2018年～MI-6株式会社技術顧問、2019年～ARChemisT代表、2020年株式会社 FRACTAL CTO。

連載
第120回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。
埼玉県経営者協会 専務理事 廣澤 健一 ☎ 048-647-4100 ✉ info@saitamakeikyo.or.jp



ファインバブルを活用したアクアポニックス

情報メカトロニクス学科 平井 聖児 教授

ファインバブルとは直径が $100 \mu\text{m}$ (= 0.1mm) より小さな泡のことを指します。その特徴として水と種々のガス(オゾンなど)から生成することが可能であり、また多大な比表面積と表面の帯電性および圧壊によるフリーラジカルの発生に由来する優れた物理的・化学的吸着能を有することから、経済的かつ低環境負荷であると共に狭溢部への高い浸透力があるなどの利点があります。そしてこの技術は、農業、漁業、食品加工、医療、美容など、多種多様な分野で利用されています。特に、海水淡水化や土壌改良による農産物の増産など、SDGsに直接貢献する応用が期待されています。

当研究室では約20年前からファインバブル発生装置の開発を手掛け、最近では、ファインバブルと微量の添加剤のみを使用した環境負荷の少ない、環境精密洗浄方法や環境保全のためのベチパー(イネ科の草)の新たな生育法を提案してきました。

沖縄本島及び離島の観光地では、珊瑚礁保全のために、NPO団体などがグリーンベルトによる赤土等流出防止対策が行われています。裸地や畑の周辺、斜面の下側などに、ベチパーなどの植物を帯状に植えることにより、濁水中の土粒子を捕捉し、赤土等

の流出を防ぐことができます。

そこで自然環境を積極的に利用した例では、農業用水によるベチパーのアクアポニックス(魚の養殖と野菜の水耕栽培を一体化させたシステム)において、ベチパーの成長などを促すためにファインバブルを用いることを提案しています(図1参照)。これにより農業用水とファインバブルを利用してベチパーの量産ができると考えています。

ファインバブルの活用について興味のある方は当研究室にお問い合わせください。

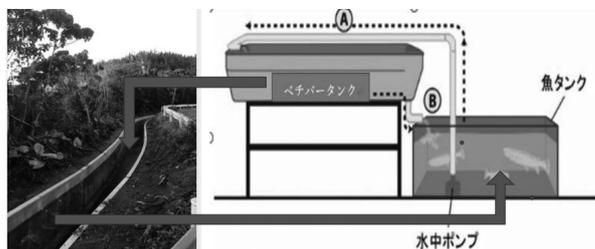


図1 農業用水(ファインバブルを含む)の循環

平井 聖児(ひらい せいじ)教授・博士(工学) 東京都立大学大学院修士修了、(株)ニコン生産議技術本部などを経て、2009年よりものづくり大学教授、現在に至る。専門分野:ナノ・マイクロ形状創成技術など(連絡先:048-564-3843/hirai@iot.ac.jp)



「わたしたち」の空間をつくろう!

建設学科 間藤 早太 教授

2023年10月7日から12月10日まで埼玉国際芸術祭2023が開催されました。芸術祭のテーマは「わたしたち」です。間藤研究室では応援プロジェクトとしてJ|A埼玉(日本建築家協会関東甲信越支部埼玉地域会)と協同して竹と土のスタードームづくり体験を行いました。場所はさいたま市にある別所沼公園内の広場です。

スタードームとは竹と麻紐などの材料を使って比較的簡単に制作できる半球形のドームで、直径8m高さ4mのドームは30人程度の人が入れる空間になります。ドーム下半分の壁は荒木田土を塗り付けた壁にして上半分は布材を張って軽く光が透過する屋根としました。広場で行われるドーム作りは、事前に申し込みのあった人や公園に遊びに来た人がその場で参加できる活気にあふれた楽しい作業となりました。土壁に使用する材料の荒木田土に水を混ぜて練る時には、浅い大きなフネを作り子供たちが足で踏んで練り混ぜました。土壁はコテや手で自由に塗り付けて思い付きで穴を開けたりしてドロ遊びのような体験をして楽しみながら空間を作っていました。屋根に張る布材も絵を描いて星形に切り抜いたりして、自由な発想で思い思いの形を作っていました。

完成したドームはその大きさと土壁の重さで少しつぶれた半球形になっていますが、そこが手作りの面白さでこの場この時しかできない「わたしたち」のドームづくりができました。作業後にドーム内でお茶会と演奏会が行われ、制作に参加した大人や子供たちが自分達で作ったドームの中で笑顔だったのが印象的です。間藤研究室では木質構造デザインの研究を行っていますが、今後もこのようなイベントに積極的に参加し、地域社会に貢献していきたいと思っています。



ドーム全景



土練りの様子

間藤 早太(まとう はやた)日本大学理工学部建築学科卒業。1級建築士・構造設計1級建築士。金箱構造設計事務所を経て間藤構造設計事務所を設立。2022年よりものづくり大学教授。日本建築構造技術者協会会員(連絡先:048-564-3862/h_matou@iot.ac.jp)

武蔵野銀行アプリ

リニューアルしてさらに便利になりました！

ダウンロードはこちら

グルメ・
レジャー等
お得なクーポン
配信中！



武蔵野銀行

経営者の皆さまの“こまりごと”の解決を
私たちが全力でサポートします！

- ✔ ビジネス創出の機会をご提供します。
- ✔ 経営のフォローアップに努めます。
- ✔ お客様のニーズを共に考えます。
- ✔ 各種ソリューションをご提供します。



Business Plaza
RESONA ビジネスプラザ さいたま



人材確保・再就職支援・企業間の出向のことなら

産業雇用安定センター 埼玉事務所にお気軽にご相談ください！

※費用は一切かかりません

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、全国ネットを通じて、
人材の確保、従業員の再就職支援などに努めています。



公益財団法人 **産業雇用安定センター 埼玉事務所**

〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町3-13-1 TEL 048-642-1121 FAX 048-646-4915
住友生命大宮第2ビル2F

産業雇用安定センター

検索



皆様の職場を支える新たなパワーとして シルバー人材センターを活用してみませんか！

求人・人手不足に
お悩みの事業主様へ

3つのメリット

① 知識や経験

豊富な知識や経験、技能を持つ会員が、
多様な仕事に対応します。

② 身近で便利

県内59箇所に設置。全県をカバーしています。
早朝や夕方、土日、短時間の仕事などにも対応します。

③ 安心で丁寧

公益的、公共的な団体なので安心です。
丁寧、実直に仕事に取り組みます。

主な業務内容

事務分野

- 一般事務 ● 経理事務
- 毛筆筆耕、宛名書き

技能を活かす分野

- 植木剪定
- 和洋裁

屋内外の一般作業

- 清掃
- 梱包、包装、検品、仕分け
- 除草

サービス分野

- 保育、介護補助
- 品出し、接客
- 営業

● シルバー人材センターとは

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立
された公益法人です。地方公共団体をはじめ、企業や家庭な
どから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、シルバー人材セ
ンターの会員に提供しています。



埼玉県シルバー連合 検索



公益財団法人 **いきいき埼玉** 〒362-0812 伊奈町内宿台6-26
(埼玉県シルバー人材センター連合) 埼玉県県民活動総合センター内

お問い合わせはお近くの
シルバー人材センターへ

TEL 048-728-7841 FAX 048-728-2130

第134回

働き方改革推進法による就業規則改正の実務（13）

弁護士 安西 愈

④ 第4 テレワークの推進と就業規則について

7 テレワーク勤務規程の必要性と留意点

(7)テレワーク勤務の開始にあたっての配慮

5) 傷病等で職場への出勤困難と認められる者のテレワーク勤務は「休職・復職」の取扱い上、「出勤」となるのか一会社へ出勤できないが自宅でのテレワークができる状態へ回復は「復職」に該当するか

厚労省の「モデル就業規則例」に定められているテレワーク勤務の対象者として定める「従業員自身の傷病等により勤務が困難と認められる者」にテレワーク勤務を認めるという規定の適用をめぐって、この規定は当然のようにみえるが実は問題となるケースが多くなる規定である。それは、傷病のため長期欠勤し、休職の発令を受けて休職している労働者については、「休職期間が満了した場合」復職できないときは、就業規則の定めるところにより「休職期間満了」による「退職」か「解雇」といった取扱いとなるのが一般であるが、この取扱いについてこの規定は新たな問題が生ずることになるおそれがあるからである。

というのは、会社への通常通勤勤務はできないが、自宅でのテレワーク勤務ならば可能であるといった症状に回復した場合は、会社は本人のテレワークによる勤務が可能となったときは「就業可能状態」に回復したので、復職可能となったということで本人からの申出により休職期間終了となり出勤と取り扱わなければならないにかという新しい問題が発生するからである。

すなわち、「傷病休職」（「病気休職」）については、これは業務外の傷病による長期欠勤が一定期間（3ヵ月～6ヵ月が普通）に及んだときには「休職」を発令して本来は解雇になるべきところを療養専念として休職期間中に就労可能となれば解雇をせず復職を命ずるという制度で、この「休職期間の長さは通常勤続年数や傷病の性質に応じて異なって定められる。この期間中に傷病から回復し就労可能となれば休職は終了し、復職となる。これに対し、回復せず期間満了となれば、自然（自動）退職または解雇となる。以上のとおり、こ

の制度の目的は解雇猶予である。」（菅野和夫「労働法第12版」（742頁））という制度であるから、「傷病が回復し就労可能となったか否か」が重要な問題となる。

この点については、「雇用契約上の傷病休暇・休職の制度が、使用者が業務外の傷病によって長期間にわたって労働者の労務提供を受けられない場合に、雇用契約の終了を一定期間猶予し、労働者に治療・回復の機会を付与することを目的とする制度であると解すべき一方、労働者の治療・回復に係る情報は、その健康状態を含む個人情報であり、原則として労働者側の支配下にあるものであるから、休職期間の満了によって雇用契約は当然に終了するものの、労働者が復職を申し入れ、債務の本旨に従った労務提供ができる程度に病状が回復したことを立証したときに、雇用契約の終了の効果が妨げられると解するのが相当である。

そうすると、原告は、所定の休職期間満了までに、被告に対し、復職を申し入れ、債務の本旨に従った労務提供ができる程度に病状が回復した事実を主張し、客観的根拠をもって立証する必要があるというべきである」（平25.1.31東京地裁判決、伊藤忠商事事件、労経速2185号3頁）とされている。

つまり、「通常の労務提供ができる程度」に病状が回復したことが復職の要件となる。

したがって、通常は休職前に従事していた労働が可能に回復した場合が復職要件とされている。

しかし、「労働者が職種や業務内容を特定せずに労働契約を締結した場合においては、現に就業を命じられた特定の業務について労務の提供が十全にはできないとしても、その能力、経験、地位、当該企業の規模、業種、当該企業における労働者の配置・異動の実情及び難易等に照らして当該労働者が配置される現実的可能性があると認められる他の業務について労務の提供をすることができ、かつ、その提供を申し出ているならば、なお債務の本旨に従った履行の提供があると解するのが相当である。そのように解しないと、同一の企業における同様の労働契約を締結した労働者の提供し得る労務の範囲に同様の身体的原因による制約が生じた場合に、その能力、経験、地位等にかかわらず、

現に就業を命じられている業務によって、労務の提供が債務の本旨に従ったものになるか否か、また、その結果、賃金請求権を取得するか否かが左右されることになり、不合理である。」(平 10.4.9 最高裁一小判決、片山組事件、労判 736 号 15 頁) との判決を最高裁が示している。

そうすると、ここにいう「債権の本旨に従った履行の提供」というのは、通常の出勤勤務を前提とするのか、テレワーク勤務制度がある場合には出勤はできないが自宅でテレワークなら就労が可能状態に回復したときは、「債権の本旨に従った労務の履行の提供」となるのかという問題が生じる。

この点については、退院し、自宅で療養する状態であれば労務の提供ができる状況に回復したので、テレワーク制度が会社にある以上は自宅療養しながら自宅でのテレワークなら就労可能状態となった場合は、債務の本旨に従った労務の提供が可能となったといえるのか、会社に出勤して労働ができるような状態に回復しなければ、自宅でのテレワーク就業に限られるというのは不完全な労務の履行で職場復帰前の訓練的状况であり、債務の本旨に従った履行ができる状態とはいえないのでなお休職中となるのが問題となる。さらに、出勤可能状態に回復したがなお予後的に自宅勤務が必要であるといった場合は、試し勤務的に出勤就労の可能性についての経過観察として様子を見る状況であり、依然として休業中の状態かといった問題となる。しかし、就労に関してどの程度回復している状況かといった状況についての医学的判断は難しいと思われる。そこで、このようなトラブルを避け、テレワークと休職・復職の取扱いを明白にするため就業規則や休職の取扱い内規といったもので「テレワーク勤務」であれば復職就労が可能といった状態の場合は休職制度の適用上「債務の本旨に従った履行」には該当しないと定めるか、「テレワーク勤務」は復職要件の「通常勤務」には該当しないなどと定めておく必要がある(次頁の規程参照)。

6) テレワーク勤務の内容についての「就業の定め」及び事前説明の必要性

(テレワーク勤務の説明及び配慮)

第7条 会社は、従業員にテレワーク勤務をさせるにあたっては、勤務の目的、内容、就業条件、

指揮命令及び連絡、労働時間、休憩、休日、休暇その他テレワーク勤務の内容と勤務条件、連絡、報告方法その他について従業員本人に説明及び指示等を行い、円滑にテレワーク勤務ができるように配慮するものとする。ただし、第〇〇条に定める疾病等により、休職中の従業員の復職要件である「通常勤務可能」とは出勤による通常勤務による就労をいう。

このようなテレワーク勤務規程上の定めを必要とするのは、テレワーク勤務というのは通常就労場所から離れた自宅等において、自宅を就業場所とする勤務である。もともと、上司等から直接指揮命令を受けない「事業場外の勤務」であるため、自主的・自律的勤務態度が要求される。このためテレワーク勤務を行う場合にはその開始にあたって、テレワーク勤務の目的、内容、就業条件、会社及び上司等からの指揮命令、連絡方法、始業・終業時刻やいわゆる中抜け時間の取扱いその他労働時間、休憩、休暇、休日等の取扱いやその管理方法、報告方法等のコミュニケーション等について、就業規制またはテレワーク勤務規程等で定めておく必要がある。

この点については厚労省のガイドラインでは次のとおり定められている。

「導入にあたっての望ましい取組」として、「テレワークの推進にあたっては、以下のような取組を行うことが望ましい。

・円滑なコミュニケーション

円滑に業務を遂行する観点からは、働き方が変化する中でも、労働者や企業の状況に応じた適切なコミュニケーションを促進するための取組を行うことが望ましい。職場と同様にコミュニケーションを取ることができるソフトウェア導入等も考えられる。

・グループ企業単位等での実施の検討

職場の雰囲気等でテレワークを実施することが難しい場合もあるため、企業のトップや経営層がテレワークの必要性を十分に理解し、方針を示すなど企業全体として取り組む必要がある。また、職場での関係や取引先との関係により、一個人、一企業のみでテレワークを推進することが困難な場合がある。そのため、グループ企業や、業界単位などを含めたテレワークの実施の呼びかけを行うことも望ましい。」(同ガイドライン 3(4))。

また、「テレワーク勤務の手引き」といったテレワーク勤務の特性や従業員の勤務の進め方等について定め、事前に従業員本人と上司及び人事部の担当部署の者との間で勤務の内容、指示命令方法、業務内容上の取扱い等の説明、指示などについて打ち合わせを行い、円滑にテレワーク勤務が実施できるように会社として配慮することが必要である。これを規程化してトラブルの生じのないように実施することとする必要性がある。そこで、前記規定例のようなルールを設けておく必要がある。

(8)採用時の労働条件明示義務の労基法改正でテレワーク勤務の内容と場所の明示が必要となったか

採用時の労働条件明示が労基法第15条で定められている。この明示義務に関し、令和5年3月30日付で労基法施行規則が改正され、本年4月1日から適用される。

すなわち、労基法では、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。(同法第15条1項)と規定している。

そして、明示すべき労働条件の「就業場所及び従事すべき業務に関する事項」についてはその明示すべき範囲が改正され、従前の規定に加えて「(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む)」との改正が行われた。

従前は、この改正前の規定の「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」については、「雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りるものであるが、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えないこと。」(平11.1.25基発45号)とされ、雇入れ直後の就業の場所、従事すべき業務の明示で足りるとされていた。

ところが、今回の改正では、「就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲」を含むとの条文が加えられ(施行規則第5条第1項1の2)、採用時の就業の場所や従事業務のみでなく、その後の将来の就業場所や従事業務の「変更の範囲」の明示が加えられた。

そこで、人事異動や従事業務の変更という場合、将

来テレワーク勤務に就業することも考えられる場合には将来の従事業務として採用時の労働条件通知書において「テレワーク業務に従事する場合もありうる」ことを明示しておく必要があるのかという問題がある。

これについて、厚生労働省の通達(令和5.10.12基発1013第2号)では、次のとおり説明している。

1. 労基法第15条第1項前段の規定に基づいて明示しなければならない労働条件に、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を追加したものであること。
2. 「就業の場所及び従事すべき業務」とは、労働者が通常就業することが想定されている就業の場所及び労働者が通常従事することが想定されている業務をいい、配置転換及び在籍型出向が命じられた場合の当該配置転換及び在籍型出向先の場所及び業務が含まれるが、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含まれないものであること。
3. 「変更の範囲」とは、今後の見込みも含め、当該労働契約の期間中における就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲をいうものであること。
4. 労働者が情報通信技術を利用して行う事業場外勤務(以下「テレワーク」という。)については、労働者がテレワークを行うことが通常想定されている場合には、テレワークを行う場所が就業の場所の変更の範囲に含まれるが、労働者がテレワークを行うことが通常想定されていない場合には、一時的にテレワークを行う場所はこれに含まれないものであること。

とされている。

そうすると、将来テレワーク勤務を行うことが想定されている場合には、

労働条件通知書の記載例(就業場所)

雇入れ直後	変更の範囲
本店および支店、営業所(研修、見習い)	本店及び全ての支店、営業所、労働者の自宅(テレワーク)その他会社の命ずる場所

労働条件通知書の記載例(従事すべき業務)

雇入れ直後	変更の範囲
研修、見習い等のための必要業務	会社の定める業務(テレワーク業務あり)



ワンポイント労働法

4月1日施行－採用時の

「就業場所・業務の変更の範囲の明示」と企業の人事権

弁護士 安西 愈

(1) 採用時の労働条件の明示義務

労基法では、採用時の労働条件明示義務を規定し（同法第15条1項）明示すべき事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。と定めている。

この明示すべき内容について、同施行規則が昨年3月30日付けで一部改正され、本年4月1日から適用されるが、その際の注意すべき点がある。

それは、「就業の場所及び従事すべき業務」についての明示に関し、従来は採用直後のみの明示であったが、今回の改正ではこれに「就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む」との条文が加えられ（規則5条1項1の2）、採用時のみでなく、その後の「変更の範囲」の明示も加えられたことである。

(2) 就業場所、従事業務の決定、変更は企業の人事権

就業場所や従事業務は、もともと企業の人事権の範囲であり、労働契約上の指揮命令の問題であり、どこで働くか、どんな仕事をするかは、いちいち本人の同意をとることはなく、企業の業務上の必要に応じて人事異動命令により行ってきた。

すなわち、「就業場所・従事業務」の変更等はいわゆる配転として、その決定、変更については企業の人事権により「使用者は業務上の必要に応じ、その裁量により労働者の勤務場所を決定することができるものというべきである」と

され、「特段の事情の存する場合でない限りは、当該転勤命令は権利の濫用になるものではないというべきである。」（東亜ペイント事件 最高裁二小 昭61.7.14判決 労判477号6頁）とされている。

(3) 人事権の制限とならない記載に留意

ところが、今回の改正の背景として、政府の労働政策として「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）において「多様な正社員の普及促進」に取り組む方針が示され、労働者が多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備を進めることが目標とされた。

このため、短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度といった「多様な正社員」制度の導入拡大を図るため、「労使の予見可能性の向上と紛争の未然防止、労働者の権利意識の向上のほか、労使双方にとって望ましい形で、個々人のニーズに応じた多様な正社員の普及・促進を図る観点から、労働基準法15条1項による労働条件明示事項として、就業の場所・従事すべき業務の変更の範囲を追加することが適当と考えられる。」（厚労省「多様化する労働契約ルールに関する検討会」）との考え方から改正されたものである。したがって、「雇入れ直後」とその後の「変更の範囲」を労働条件通知書の欄に記載するにあたっては、就業場所や業務の限定社員でないならば、「その他会社の定める場所、業務」といった企業の人事権で広く変更できるように記載しておかないとトラブルとなる。

告知版

》 一歩踏み出さなければ、何も始まらない。踏み出したからこそ見える景色がある。だからチャレンジし続ける！

～第3回アトツギ甲子園・東日本ブロックに出場して～ **特別セミナー**

日時 令和6年2月1日(木) 14:00～15:30
会場 ソニックシティビル
講師 (株)ボイスクリエーションシュクル 経営戦略企画室 佐藤 直 氏

》 発達障害者雇用に向けた企業支援セミナー **トップセミナー**

日時 令和6年2月6日(火) 13:30～16:45
会場 ソニックシティビル
講師 ビジネスコーチ(株)パートナーエクゼクティブコーチ 加地 照子 氏

》 一人ひとりの能力と可能性を尊重した成長できる職場視察会 **委員会**

日時 令和6年2月7日(水) 14:00～16:00
会場 三菱マテリアル(株)さいたまオフィス

》 デジタル時代の組織と個人のアップデートセミナー **特別セミナー**

日時 令和6年2月15日(木) 13:30～15:00
形式 オンライン
講師 あまねキャリア(株)CEO 沢渡 あまね 氏

》 特別支援教育の現場視察と意見交換会 **委員会**

日時 令和6年2月22日(木) 9:00～12:00
会場 県立大宮北特別支援学校さいたま西分校

》 略的健康経営セミナー **トップセミナー**

日清食品流 健康経営 Well-being の取組み
～従業員の健康管理できていますか？～

日時 令和6年2月28日(水) 13:30～16:30
会場 ソニックシティビル
講師 日清食品ホールディングス(株)健康経営推進室室長 三浦 康久 氏

》 令和6年新年会員懇談会

日時 令和6年1月12日(金) 13:30～17:00
会場 パレスホテル大宮 ローズルーム
講師 NPO法人健康笑い塾 主宰 中井 宏次 氏

》 潜在力を引き出し、経営力を再構築 **特別セミナー**

日時 令和6年1月18日(木) 14:00～15:30
形式 オンライン
講師 東京大学大学院工学系研究科 教授 森川 博之 氏

》 脱炭素(2030/2050)を目指す経営革新と会計セミナー **特別セミナー**

日時 令和6年1月19日(金) 13:30～16:30
会場 ソニックシティビル
講師 公認会計士 吉川 武文 氏

》 工業高校での進路フェア（企業説明会） **委員会**

日時 令和6年3月13日(水) 8:50～12:30
会場 県立大宮工業高等学校

会員の動き

新入会員のご案内

(株)ダスキんくりはら
代表取締役社長 栗原 一博
東松山市松葉町1-24-10
電話 0493-24-5003
(資) 1,000万円
(従) 8名
ダスキんのフランチャイズ事業・サービス業(清掃用日、イベント用品、介護用品のレンタル及び販売、ミスタードーナツ)

(株)積田電業社
代表取締役 積田 優
さいたま市浦和区針ヶ谷1-8-18
電話 048-832-3691
(資) 4,500万円
(従) 40名
電気工業